

6. その他

(7) 条例による住民投票に関する調査 (令和3年4月1日から令和5年3月31日まで)

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市区町村分

都道府県名	市区町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	投票の期日	投票の結果 ①投票率 ②賛成票の数 ③反対票の数 ④成立・不成立の別
兵庫県	上郡町	産業廃棄物最終処分場建設計画についての住民投票に関する条例	R3. 9. 10	上郡町梨ヶ原及び赤穂市西有年地区に計画されている産業廃棄物最終処分場の設置について、町民の賛否の意思を直接に確認し、町政に反映することを目的とする。	R4. 7. 10	① 68.54% ② 1,711 ③ 6,515 ④ 成立
高知県	室戸市	室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例	R4. 11. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第74条の規定による条例制定の請求により制定され、市庁舎整備について、市民の意思を確認することを目的とする。 選択肢 (1) 庁舎の移転、建替えを行い、現市役所の機能を津波浸水区域外に移す。 (2) 現庁舎の耐震補強、改修工事を行い、防災機能を津波浸水区域外に移転する。 ・ 住民投票において、投票資格者総数の2分の1以上に達した場合は、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 	R5. 2. 19	① 46.43% ② (1)に賛成：1,506票 (2)に賛成：3,478票 ③ - ④ 成立
計	2団体	2件				成立：2件 不成立：0件